

(木造の共同住宅等の出口)

第 20 条 木造の共同住宅等の避難階における屋外への主要な出口及び屋外階段の出口は、道に面して、又は道等に通じる幅員 4 メートル（階数が 2 以下であって延べ面積が 300 平方メートル以下のもの（以下この条において「小規模住宅」という。））にあつては、1.5 メートル）以上の通路に面して設けなければならない。ただし、2 以上の屋外階段がある木造の共同住宅等（小規模住宅を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、一の屋外階段について通路の幅員を 1.5 メートルとすることができる。

- (1) 避難上有効なバルコニー等を設けたもの
- (2) 階段相互が開放された廊下等で連絡するもの
- (3) その他避難上支障がないもの